

【新規審議品目】

(2)「ヘルシア烏龍茶」(花王株式会社)

○志村座長 次は、新規審議品目の花王株式会社「ヘルシア烏龍茶」についてです。消費者庁から概要の説明をお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 資料2をごらんください。商品名「ヘルシア烏龍茶」、関与成分は茶カテキン、1日当たり摂取量は540mg、製品の内容量は350mL、許可を受けようとする表示は「本品は、脂肪の分解と消費に働く酵素の活性を高める茶カテキンを豊富に含んでおり、脂肪を代謝する力を高め、エネルギーとして脂肪を消費し、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しています」というものです。

既許可品として「ヘルシア緑茶a」というものがございますが、こちらと関与成分、1日当たり摂取量、製品の内容量、許可表示ともに同じでございますが、申請品は烏龍茶でございますので、原材料としては茶葉、緑茶葉から烏龍茶に変わっているところが相違点となっております。

以上です。

○志村座長 次に、事務局から、事前に委員から出された意見を御紹介ください。

○消費者委員会事務局 「ヘルシア烏龍茶」についてのコメントでございます。

大野委員からですが、烏龍茶にも茶カテキンが含まれていると思われるが、製品中茶カテキン含量はどのように調整しているのか。これにつきましては、概要版のウをごらんいただけますでしょうか。4ページの記述「成分に含まれる茶カテキンは最終製品で『ヘルシア緑茶a』と同等の製品規格となるので」との表現は不明確であるので、わかりやすく示してほしいというコメントでございます。

それから、これは先ほど話に出ましたけれども、茶カテキンの規格が従来品の「ヘルシア緑茶a」とは異なるが、カテキンが酸化されやすいことを念頭に、どのように同等性を確保しているのか示してほしい。

もう一点、本品のみ従来品と異なる規格の茶カテキン抽出物を使用する理由を示してほしい。

以上が大野委員からのコメントです。

志村委員からのコメントは、紅茶ホットと同じように「体脂肪が気になる方に」という表現の取り扱いについてでございます。

森川委員からは、紅茶ホットと同様に、臨床データについて、ランダム化比較、FAS解析が行われており、問題ないと思いますという御意見です。

山岡委員からは、原材料配合割合は異なっているが、関与成分の1日摂取目安量に変更はないとされている。一般に緑茶と烏龍茶の茶葉の原材料の配合が変わっていることが健康影響として同等であると認められるのであれば、既許可品との比較から許可の判断として認められると考えますという御意見です。

以上でございます。

○志村座長 どうもありがとうございます。

それでは、御意見等をいただきたいと思います。どなたかございますか。

大野委員からお願いします。

○大野（泰）座長代理 先ほどと同じで安定性のところが気になりましたので、今回質問させていただいたのですけれども、先ほどの議論で、カテキンがガロ体になるとかガレート体に変わるということです。その作用は余り明確ではないですけれども、特に問題にすることはないとお聞きしたと思います。酸化されることによって作用が変わる可能性は問題になるようなことでもないような、そういう印象を受けましたので、2つ目のコメントは削除して結構です。

1番目のところは、ちょっと表現が曖昧なので、成分に含まれる茶カテキンは最終製品で「ヘルシア緑茶a」と同等の製品規格になるのではというの、そこを明確に書いていただければ結構だと思いました。というのは、最終製品の中でこのものはどれだけ、このものはどれだけとあっていればよろしいと思いました。

ただ、きょう見直してみると、資料の3ページのところで、本申請品目とヘルシア緑茶との間の最終的な茶カテキン量とガロ体、ガレート体がほぼ同じに規定されているということです。そういうことになると、最終的には納得してもよろしいかなと思いますけれども、むしろ表現の問題だけです。

○志村座長 いかがでしょうか。

○大野（泰）座長代理 この点は単に表現の問題だけですので、今後、もうちょっとわかりやすく書いていただきたいと思いますということを口頭で言うだけで結構です。

○志村座長 よろしいでしょうか。

○大野（泰）座長代理 それから、3番目の茶カテキン抽出物を従来品と違うものを利用することなのですけれども、その理由を説明していただけたらと思いました。

○志村座長 こちらは申請者に求めるということでしょうか。

○大野（泰）座長代理 そうですね。

○志村座長 いかがでしょうか。

○消費者委員会事務局 若干規格の違うカテキンを使う理由ですね。それにつきましては、申請者に確認して。

○志村座長 どうぞ、おっしゃってください。

○脇委員 もとのお茶が紅茶でとっているとか、緑茶でとっているとか、烏龍茶でとっているとか、そのスタートが違うのではないのでしょうか。

○大野（泰）座長代理 そこではなくて、茶抽出物というのは紅茶とか緑茶とか烏龍茶とは別に入れているのです。茶カテキンとして入れている茶抽出物の物が従来品と違うのです。今回のものは、たしか水に溶かして保存していたものではないかと思うのですけれども、前回まではドライにしたものだったと思うのです。そうすると、水に溶かしているのです、それこそ酸化されやすいとかもあるかも知れませんが、そういうことをお聞きしたいと思ったのです。

○志村座長 これはこの場で申請者から回答が得られればですが、なかなか難しいケースもあろうかと思いますが、今、どういう扱いにしましょうか。

○消費者委員会事務局　すぐに答えが出ないのであれば、それはまた指摘なり確認ということになるかと思いますが、出るかどうか、とにかく聞いてみるだけは聞いてみようかと思いますが、よろしいでしょうか。

○志村座長　では、お願いいたします。

ほかに御意見等はございませんでしょうか。

梅垣委員、どうぞ。

○梅垣委員　先ほどと全く同じなのですけれども、きょうの資料2に原材料の割合が書いてあります。これと成分組成ですね。例えば、カフェインが入っていると生理作用に影響する懸念があるので、カフェイン含量を知りたいというときに、分析データがあるのです。こちらの分析6のところにかフェインとかを全部測定したデータがあります。原材料組成とこの分析データをもう少しわかりやすくつけてもらえれば、今のいろいろな先生が成分について言われているのも理解しやすくなります。今後、資料をつけるときはそのように原材料の組成と実際の分析データをつけてもらって、従来品と同等であるというのをわかりやすく示してもらおうのがいいのではないかと思います。

○志村座長　それとともに、オリジナルの人を対象とした検証データ、これで調べた製品と現在の製品との間のどういう経緯で変わってきたかというあたりをわかるようにしていただくことも大事なように思います。

よろしいでしょうか。どうぞ。

○山内委員　前回の事務局の方々は、A4とかB6の大きな紙に、左から右に推移というのでしょうか。大もとの、例えばここで言う緑茶aからこの製品に至る組成の変化とか、内容物がこういうふうになりましたという一覧表をつけていただいていたのです。そういう資料が多分残っていると思うのですが、そういうものを1枚つけていただければ、同等性の確認が一目でできるのではないかという気がします。

○志村座長　では、このことに関しては、事務局に御対応等々していただくことになりましょうか。

○消費者委員会事務局　今、梅垣委員、山内委員から御指摘のあった資料を事務局のほうで御準備を次回以降させていただきたいと思います。

○志村座長　よろしいですか。

それでは、審議結果を整理し、処理方法について確認したいと思います。

事務局。

○消費者委員会事務局　まだ確認中でございます。

○志村座長　では、少しお待ちいただくということになりましょうか。この間に何か御意見等があれば。

どうぞ。

○山内委員　志村先生が御指摘されている「体脂肪が気になる方に」という、その意見集約をこの場でやっていくのはいかがですか。

○志村座長　では、そちらのほうに少し話を進めさせていただいてよろしいですか。

何々が気になる方という表現、例えば血糖値が気になる方、または体脂肪が気になる方というの

がございますけれども、血糖値のほうは数値として出ている、ある意味客観的なデータに基づいている。ところが、体脂肪についてはなかなか客観的な捉え方はできないのではないかと、先日の部会ではそういった意見等もございました。ですので、こちらの調査会では、ある程度方向づけというか、検討してみたいかがでしようかということでコメントをつけさせていただいたところですが。

具体的には、例えば、若くてスリムな女性であっても体脂肪が気になる方はいらっしゃる。そういう方が使っても、これは恐らく効果はないのではないかとということもあろうかと思うので、より客観的な、体脂肪が多目の方とかそういう形でしていただくほうが妥当ではないか。それから、試験についても、体脂肪が気になる方を被験者として試験を行ったわけではなくて、多分、BMIで切ったり、体脂肪が多目の方を対象としている。そういう意味では少し、何々が気になる方についても、血糖値であればある程度客観的なものとして捉えることができるのではないかとということですが、その辺について御意見等があれば、これを少しまとめていければと考えた次第です。何かこのことについてございますか。

○梅垣委員 難しいですね。

○志村座長 部会のほうで検討していただくという形にしてしまってもよろしいでしょうか。

梅垣委員、どうぞ。

○梅垣委員 何回もここで議論されていますけれども、この製品をどう使うかというのが問題です。肥満ぎみの人が使えば、それなりに標ぼうしている効果はうそではないというレベルだと思うのですけれども、若いBMIが22~23の人が痩せるということは、まずあり得ない。それが出てきたら危ない商品になりますから、そういうことはあり得ない。そういう誤解のないような表現にしたほうがいいと思います。どこまで踏み込めるかはわかりませんが、ただ単に体脂肪が気になるというと、例えばBMIが22~23の若い人だってやはり気になりますね。そんな人がとってもほとんど意味はないわけですから、そこを考慮して表示をしてもらいたいというのも検討してもいいと思います。

○志村座長 どなたか、いかがでしょうか。

○脇委員 志村先生がおっしゃいますように、やはり「気になる」という表現は非常にファジーで、梅垣先生がおっしゃいましたように、気になる痩せ志向の人みんなに適用かという問題は起こってくると思います。

ただ、正確に表現しようとする、体脂肪や内臓脂肪の多目の方にとにかくそういう表現になるのかと思うのですが、内臓脂肪というのは検査しないとわからない。ですから、腹囲ということで今は臨床的には代用しているのですけれども、その辺をどう表現していくかはちょっと考えないといけないところかと思っています。

○志村座長 今回の脇委員の御指摘は次の審議品目のところにたしか出てくるかと思いますが、少し後回しになりますが、そのことも考慮の上で、ここでは「ヘルシア烏龍茶」について審議結果の整理、処理方法についてということになりますが、事務局のほうでは何か。

○消費者委員会事務局 確認しましたことについて御報告させていただきます。

規格の異なるカテキンを使用する理由につきましては、2種類のカテキンで、カテキンの組成や何かは同じなのですが、若干風味が違うということでございます。原料の風味の違いは最終的な製品の特性に合わせてカテキンの原料を選んでいるということでございます。今回、今までと違うものを使ったのは、最終製品の特性に合わせて使ったということでございます。

○志村座長 大野委員、いかがでしょうか。

○大野（泰）座長代理 ということだと、この「ヘルシア烏龍茶」にだけそれを使うということですね。ほかの製品については今までと同じものを使うと。

○消費者委員会事務局 この烏龍茶に使っている茶抽出物は、これまでに許可されたものにも使われております。例えば、昨年3月9日に許可されました「ヘルシアスパークリング ブラッドオレンジフレーバーa」というものにも使われておりますし、一昨年7月15日に許可されました「ヘルシア五穀めぐみ茶a」にも使われております。今回の烏龍茶だけに限定した原料ではないということでございます。

○大野（泰）座長代理 わかりましたと言っていいのかどうかわからないけれども、そういうものなのですね。了解します。

○志村座長 よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

であれば、審議結果の整理、処理方法について確認したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○消費者委員会事務局 この「ヘルシア烏龍茶」につきましても、当調査会としては了承するということでしょうか。

○志村座長 結構です。

○消費者委員会事務局 では、そのようにさせていただきます。

○志村座長 それでは、次の審議に移ります。